

## ひょうご産業SDGs推進宣言事業Q&amp;A

## 1. 事業について

Q 1	ひょうご産業SDGs推進宣言事業とは、どのような事業ですか。	A 1	SDGsの取り組みの裾野を広げるために、これらに取り組む中小企業等を活性化センターが登録・紹介する事業です。
Q 2	この事業の目的は何ですか。	A 2	SDGsの達成に向けて取り組む県内の中小企業等の宣言内容を登録・集約し、広く社会に公表することにより、宣言企業の取り組みを支援します。
Q 3	登録してSDGsを推進することで期待される効果はどんなことが考えられますか。	A 3	次のような効果が見込めると考えています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業等のイメージ向上</li> <li>・ 企業経営等におけるリスクマネジメント</li> <li>・ 経営方針の明確化</li> <li>・ 従業員・職員等のモチベーションアップ</li> <li>・ 社会課題への対応・新たなビジネスチャンス</li> <li>・ 多様な人材確保</li> </ul>
Q 4	ひょうご産業SDGs推進宣言登録企業になれば、例えば、提供するサービスや商品に対して活性化センターから一定の認証などが与えられたものと認識してよいですか。	A 4	登録要件を満たす申請者には活性化センターから登録証を発行しますが、活性化センターが登録企業のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。
Q 5	登録すれば「SDGs達成に向けた取り組みをしている」ことになりますか。	A 5	登録はあくまで、SDGsを知り、具体的なアクションを進めるための第一歩にすぎません。登録をきっかけとして各企業等が社内一丸となってSDGsに関して理解を深め、独自の取り組みが進むことを本事業では期待しています。
Q 6	登録すれば、SDGsの取り組みを行っている証明になりますか。	A 6	企業等の取り組みを認証するものではありません。本事業は、SDGsの取り組みを実施し、その取り組みを自ら発信する企業等を登録する事業です。
Q 7	ひょうご産業SDGs推進宣言事業の募集は今後も行いますか。	A 7	年間通して、随時受付（募集）をしています。

## 2. 申請・登録について

Q 8	申請できる対象者は誰ですか。	A 8	兵庫県内に事業所を有し、原則として保証協会の保証対象業種に属する中小企業や産地組合、もしくは中小企業を構成員とする業界団体が対象となります。 ※中小企業の定義は、中小企業基本法に定める中小企業者とします。 ※産地組合の定義は、県内地場産業における、産地企業により構成される協同組合等の協同組織とします。
Q 9	申請に必要な書類は何ですか。	A 9	申請には様式第1号、2号の提出が必要です。様式は以下のホームページに掲載しています。 【様式等の掲載ページ】 <a href="https://web.hyogo-iic.ne.jp/koubo/sdgs">https://web.hyogo-iic.ne.jp/koubo/sdgs</a> なお、電子申請により入力することとしており、掲載フォームは参考となります。
Q 10	兵庫県内に事業所（支店・営業所・工場等）を有していませんが、県内企業等との取引がある場合や、近い将来に県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。	A 10	申請時点で県内に事業所等がない場合は、申請できません。

Q 11	県内に複数の事業所がある場合、申請はどのようにすればよろしいですか。	A 11	事業所単位での申請となります。
Q 12	登録を機にSDGsの取り組みを実施しようと考えていますが、申請可能ですか。	A 12	申請時点で既にSDGsの取り組みを実施し、その取り組みをホームページや会社案内等で公表していることが必要です。
Q 13	どうしてSDGsの取り組みを自社のホームページや会社案内等で発信しなければいけないのですか。	A 13	「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」は、企業等のSDGsの達成に向けた取り組みを「見える化」し、SDGsに関する具体的な取り組みを普及させることを目的としていますので、企業等が自ら発信することで、多くの皆様に伝わることを期待しています。
Q 14	公表方法は自社のホームページ限定ですか。	A 14	自社のホームページ、SNSなどが無い場合は、企業案内パンフレットや社内掲示により発信してもらうこととしています。この場合、申請の際に写真の添付が必要となります。
Q 15	既にSDGsに向けた取り組みを行っているので、登録されたらその取り組みをホームページに掲載しようと考えていますが、申請可能ですか。	A 15	申請時点で既にSDGsの取り組みをホームページや企業案内パンフレット等で公表していることが必要です。
Q 16	SDGsの文言を特に入れていないが、CSRの取り組みをホームページで公開しています。これでよいですか。	A 16	CSRの取り組みだけでは登録要件とはなりません。SDGsという文言はもとより、企業等として、SDGsのどのゴールに向けて、どんな取り組みをしているのか、明確に発信していただくことが必要です。
Q 17	兵庫県内の事業所で申請しますが、ホームページは本社のものしかありません。	A 17	本社のホームページに当該事業所で取り組む内容が記載されていれば構いません。 当該事業所での取り組みと全社的な取り組みが同一である場合は、全社的な取り組みが記載されていれば結構です。
Q 18	郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。	A 18	郵送、持参による提出は受け付けていません。電子申請にて提出してください。
Q 19	申請書は手書きしたものを提出できますか。	A 19	手書きの申請は受け付けていません。電子申請にて提出してください。
Q 20	申請は随時受け付けていますか。	A 20	当初は年3回の受付でしたが、申請しやすくするため、現在は随時受付をしています。
Q 21	申請から登録までの流れを教えてください	A 21	申請受付後、活性化センターで申請内容の確認作業を行います。申請内容について、必要に応じて活性化センターから確認の連絡をする場合があります。 なお、申請受付後、概ね2か月程度を目安に登録証を交付します。
Q 22	申請書はどうやって提出すればいいのですか。	A 22	申請書は電子申請により提出してください。 【電子申請による申し込みの流れ】 ①電子申請からお申し込みください。 (活性化センターのホームページにURLを記載しておりますので、そちらをご確認ください) ②必要項目を全て入力し、場合によりパンフレット等のデータを添付したうえで「申請する」ボタンをクリックしてください。 ③登録したメールアドレスにメール件名「ひょうご産業SDGs推進宣言事業への申請ありがとうございます」が届いたら申請は完了です。
Q 23	登録された場合、連絡等がありますか。	A 23	登録となった申請者に対し、メールで連絡します。その際、申請書に記載されている担当者のメールアドレスに連絡します。

Q 24	申請しましたが、その後、音沙汰がありません。大丈夫でしょうか。	A 24	申請受付後、約1～2か月間の期間で書類確認等を行うため、申請いただいた時期によってはしばらくの間、連絡がないこともあります。書類の不備、修正等がある場合は申請書に記載いただいた担当者宛に連絡させていただきます。
Q 25	会社の業務が多岐にわたり、「業種」の選択で該当するものがありません。	A 25	もっとも主要な事業に近いものを一つ選択してください。どうしても選択できない場合は「分類不能の産業、その他」を選択してください。
Q 26	無事登録となる場合は、いつ連絡が来るのですか。	A 26	すべての申請の書類確認が終了したタイミングで登録となった企業等にメールで連絡させていただきます。
Q 27	申請書について審査等がありますか。	A 27	目標や取り組み内容についての審査はありませんが、必要事項がすべて記載されているかの確認をさせていただきます。
Q 28	どのような場合に登録が取り消しになりますか。	A 28	SDGsの取り組み実態がない場合には、登録を取り消すことがあります。
Q 29	登録期間は何年間ですか。	A 29	登録期間の定めはありませんが、ぜひ「認証」へのステップアップをご検討ください。
Q 30	申請に当たり費用はかかりますか。	A 30	無料です。 なお、電子申請等に係る通信料は申請者負担となります。

### 3. 様式第1号（申請書）の書き方について

Q 31	様式第1号の書き方を教えてください。	A 31	別途、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q 32	従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。	A 32	申請する企業全体で常時使用している従業員数です。
Q 33	業種について、どれを選択すればよいのか分かりません。	A 33	業種は日本標準産業分類をベースにしています。下記のURLなどを参考に選択してください。不明な時は活性化センター経営推進部成長支援課までご相談ください。 <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html</a>

### 4. 様式第2号（宣言内容）の書き方について

Q 34	様式第2号の書き方を教えてください。	A 34	別途、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q 35	目指すゴールは複数でもよいですか。	A 35	ゴールは1つ設定してください。複数のゴールに関連する場合は、最も主となるゴールを1つ設定してください。
Q 36	「目指すゴールと自社の活動との関係」は何を記入すればよいですか。	A 36	目指すゴールを選択した理由を、自社の活動と関連付けて記入してください。別途、記載例を掲載しておりますのでご参照ください。
Q 37	目標は数値目標でなければなりませんか。	A 37	できるだけ数値目標としてください。「達成にむけた具体的な取り組み内容」を数値目標で設定することにより、自分事として取り組むことができます。
Q 38	「具体的な取り組み」には、全社で取り組む内容を記載する必要がありますか。	A 38	事業所単位での申請となるため、事業所ごとの取り組みを記載ください。

5. その他

Q 39	ひょうご産業SDGs推進宣言事業に登録された場合のメリットはありますか。	A 39	SDGsの達成に積極的に取り組む事業者等として、活性化センターWebサイト等で対外的にPRします。
Q 40	ひょうご産業SDGs推進宣言事業に登録されていませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。	A 40	使用できません。オリジナルロゴマークは、ひょうご産業SDGs推進宣言事業登録企業のみ使用することができます。
Q 41	交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のWebサイトで公開しても良いですか。	A 41	SDGsの取り組みを県内全域に広げるため、積極的に社内での掲示や各社のWebサイトでの公開等を行っていただきますようお願いいたします。ただし、登録証の加工等を行わないでください。
Q 42	SDGsへの取り組みについて、相談できますか。	A 42	活性化センターでは、SDGsに取り組むための相談対応等行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。
Q 43	SDGsへの取り組みに関して、経営支援を受けることはできますか。	A 43	必要に応じて、活性化センターのSDGs推進担当マネージャー等の専門家を派遣することは可能ですので、お気軽にお問い合わせください。
Q 44	申請書は公開されますか。	A 44	申請内容のうち、企業・団体名と所在地、業種、ホームページURL、取り組みの概要等は活性化センターホームページで公開します。
Q 45	登録後に取り組み内容や目標を変更できますか。	A 45	変更届（様式第3号）を提出することにより、変更できます。
Q 46	納税証明書は必要ですか	A 46	必要ありません。なお、電子申請時に様式第1号のチェック欄へのチェックが必要です。